

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化を実施しています

幼稚園、保育所、認定こども園等

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもたちの利用料（保育料）が無償です。**
 - 無償化の期間は、小学校就学前までの3年間です。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として利用料（保育料）が無償です。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償です。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象です。**

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

私学助成を受ける幼稚園

【対象者・利用料】

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもたちの利用料（保育料）について、月額25,700円まで無償です。**
 - 無償化の期間は、満3歳から小学校就学前までの3年間です。
（無償化の対象となるための認定を新たに受ける必要があります。）
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（保育所等の利用と同等の要件）があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償です。**
 - 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償となります。
 - 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償となります。

認可外保育施設等

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償です。**

【対象となる施設・事業】

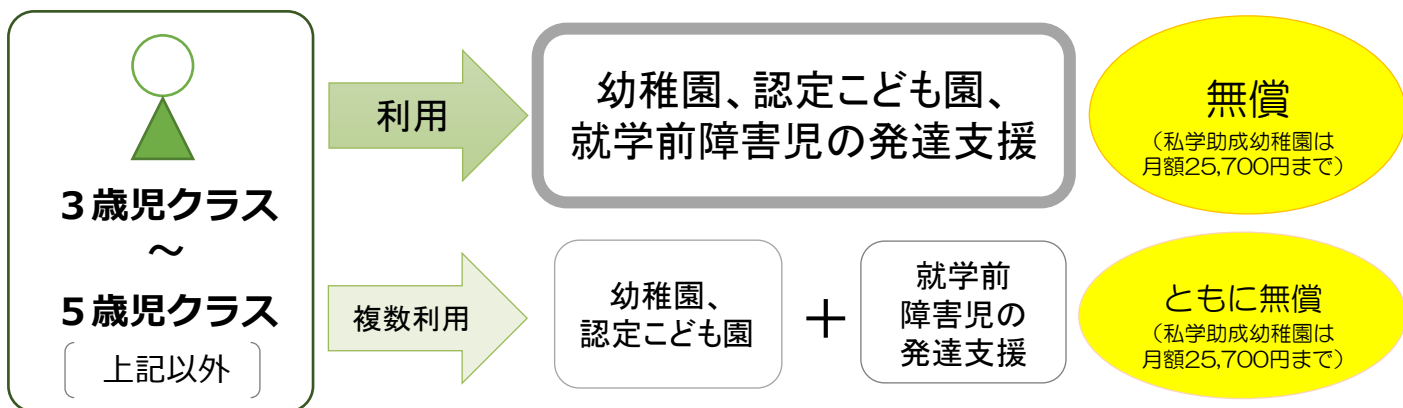
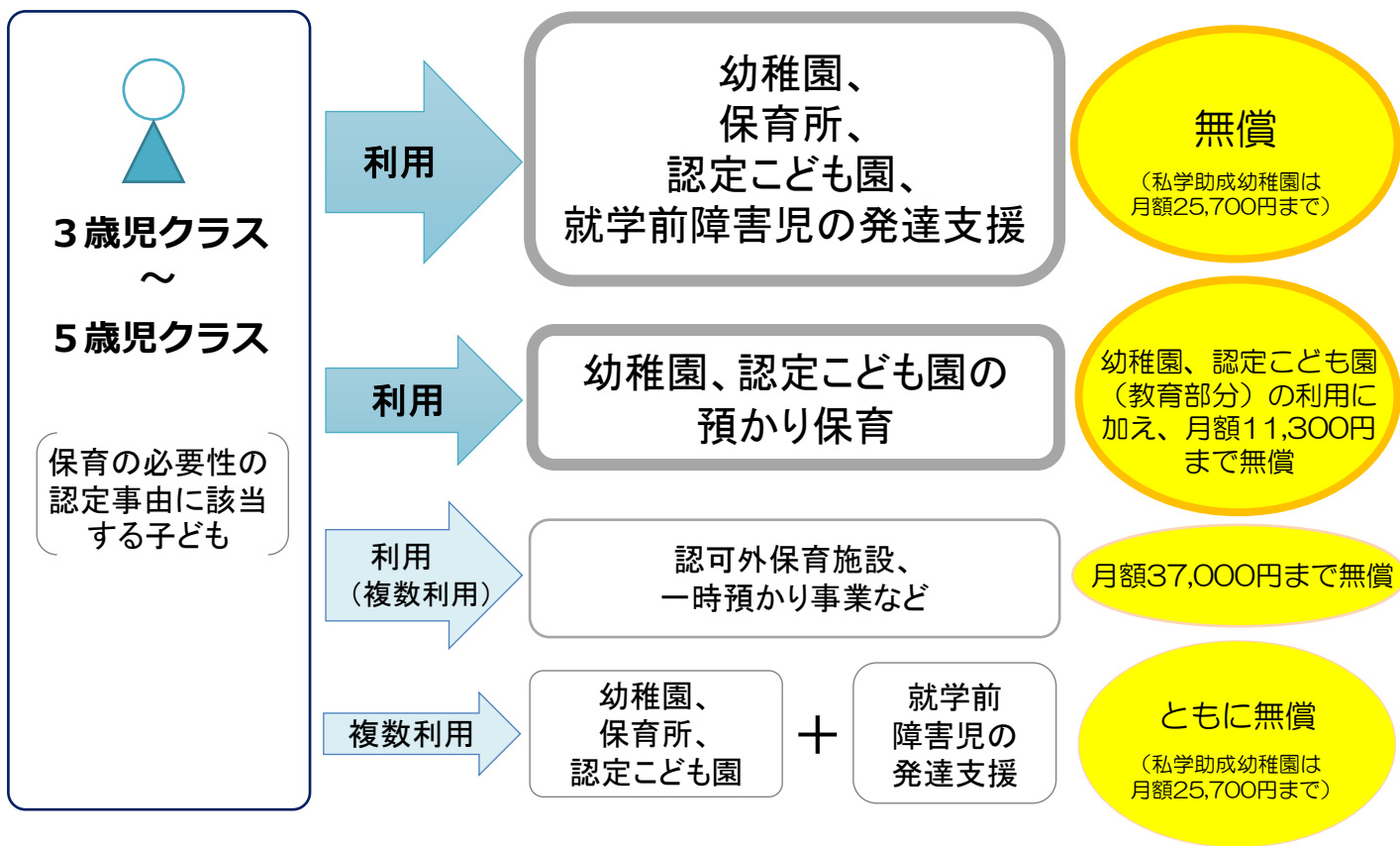
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。**

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用料が無償です。**

幼児教育・保育の無償化の主な例



市民税非課税世帯については、0歳児から2歳児までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで、預かり保育の場合、月額16,300円まで無償※)

※「日額450円×1ヶ月の利用日数」と比較し、低い方が上限額となります。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

(注2) 認可外保育施設については、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象です。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

	保育所	施設型給付を受ける 幼稚園・認定こども園		私学助成を受ける 幼稚園		認可外 保育施設
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	◎	◎	○ (上限11,300円)	◎ (上限25,700円)	○ (上限11,300円)	○ (上限37,000円)
満3歳児		◎	×	◎ (上限25,700円)	×	
満3歳児 (市民税非課税世帯)		◎	○ (上限16,300円)	◎ (上限25,700円)	○ (上限16,300円)	
0～2歳児 クラス (市民税非課税世帯)	◎					○ (上限42,000円)

○は、無償化にあたって保育の必要性の認定が必要です。



問い合わせ先

大阪狭山市教育委員会事務局　こども政策部こども育成グループ

TEL: 072-366-0011　内線（317・318・319）